

入札の公告

(プロジェクター他購入)

次のとおり一般競争に付します。

平成22年 2月 1日

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
本部長 花城良廣

記

1. 調達内容

- (1) 件名： プロジェクター他購入
- (2) 業務内容： 本購入は、総合研究センターの視聴覚室において使用するプロジェクターを購入、設置、調整するものである。その他購入品等については、交付資料「入札説明書及び特記仕様書」による。
- (3) 業務期間： 契約日の翌日～平成22年2月26日
- (4) 納入場所： 財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団
総合研究センター

2. 競争参加資格

- (1) 平成19・20・21年度国機関競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」のうち、入札時まで「事務用機器類」又は「その他機器類」のいずれかで「ランク D」以上の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有し、沖縄県内に本社または営業所、支社を有するもの。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、国機関が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 受領期限までに第3項、(1)の場所に設置している交付資料「入札説明書及び仕様書」の受領を済ませていること。
* 交付資料の郵送は行っておりません。
- (4) 当該契約を締結する能力を有しない者及び復権を得ない破産者でない者。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (5) 次の各号に該当しない者または該当はするがその事実があつて2年以上経過している者。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、または不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号のひとつに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり主任技術者、現場代理人その他の使用人として使用した者。
- (6) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限から入札の時までの期間に、国・機関及び沖縄県知事より指名停止を受けていないこと。

3. 入札説明書及び仕様書、入札書の提出場所等について

- (1) 仕様書及び入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒905-0206

沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 経営管理課 庶務係

TEL (0980) 48-3645

FAX (0980) 48-3900

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法等について

本公告の日から第3項の（1）の場所にて交付する。

* 交付資料の郵送は行っておりません。

- (3) 入札説明書及び仕様書の受領期限

平成22年 2月 8日（火） 17時00分

- (4) 現場説明会の日時及び場所

現場説明は実施しない。

- (5) 入札の日時及び場所

日時：平成22年 2月 9日（火） 14時00分

場所：沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 本部事務所1F

TEL (0980) 48-3645

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

5. 環境マネジメントシステムに対する協力依頼

当財団は、国際標準規格 ISO14001 にもとづく環境マネジメントシステムによる環境経営に取り組んでいます。

この取り組みにあたり、環境方針を中心に各種環境活動を推進していますが、あわせて、当財団の事務事業に伴う物品調達・外注委託等の関連業務にあたりましても、環境影響に対する配慮、ISO14001 規格要求事項への対応が求められます。

つきましては、財団の環境マネジメントシステムの円滑な推進のため、関連業者等の方々に、以下事項の実施につき、ご理解とご協力をお願い致します。

(1) 環境方針の周知

財団が定めた環境方針につき、関連する従業員、作業員に周知する。

(2) 環境に配慮した業務実施

業務実施にあたって、アイドリングストップをはじめ、省資源・省エネルギーなど環境に配慮する。また業務実施に伴い発生する廃棄物の適正処分を確実にする。

(3) 納入梱包資材の持ち帰りリサイクル化

財団の発注に係る、商品・物品・資機材等の納入に際し、納入業者は梱包資材等の持ち帰り、再利用等の御協力をお願いします。

(4) 環境教育の実施

財団が実施する環境教育への協力。関連する従業員、作業員に対する環境教育の実施。

(5) その他規格要求事項への対応

対応業務の実施にあたって必要となる ISO14001 規格要求事項への対応。

(注意事項)

- ・ (1) 及び (2)、(3) 項は、関連業者全般に対する協力依頼。
- ・ (4) 及び (5) 項の具体的内容は、対象業務の実施にあたって、財団担当部署より明示する。